

料	の規定による運転免許試験の実施				
	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験				大型自動車免許又は中型自動車免許申請手数料 教習所卒業・検査合格
	ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,850円	635		1,174,750円
	イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,000円	4,865		失効免許 9,730,000円
	ウ その他の場合	4,950円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、8,650円)	531		一般(外国免許含む) 2,628,450円 貸車両 3,700円 533件 1,972,100円
	(2) 普通自動車免許に係る試験				普通自動車免許申請手数料 教習所卒業・検査合格
	ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,100円	31,250		65,625,000円
	イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,050円	97		失効免許申請 198,800円
	ウ その他の場合(特定第一種運転免許又は大型特	1件につき 2,400円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,400円)	3,063		一般(外国免許含む) 7,351,200円 貸車両 1,000円 0件

<p>(3) 特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。) 又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>1件につき 2,000円</p> <p>1件につき 2,950円</p> <p>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円)</p>	<p>11,393</p> <p>903</p>	<p>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許申請手数料</p> <p>教習所卒業・検査合格</p> <p>失効免許申請 22,786,000円</p> <p>一般(外国免許含む) 2,663,850円</p> <p>貸車両 1,650円 785件 1,295,250円</p>
<p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>1件につき 2,050円</p> <p>1件につき 1,650円</p>	<p>347</p> <p>9,781</p>	<p>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許申請手数料</p> <p>失効免許申請 711,350円</p> <p>一般(外国免許含む) 16,138,650円</p>
<p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき 2,000円</p>	<p>1,591</p>	<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許申請手数料</p> <p>教習所卒業・検査合格</p> <p>失効免許申請 3,182,000円</p>

	<p>イ その他の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ その他の場合</p>	<p>1件につき 4,500円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円)</p> <p>1件につき 2,000円</p> <p>1件につき 1,650円</p> <p>1件につき 3,100円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,750円)</p>	<p>959</p> <p>32,935</p> <p>301</p> <p>2,281</p>	<p>一般 4,315,500円 貸車両 3,200円 648件 2,073,600円</p> <p>仮運転免許申請</p> <p>教習所終了 65,870,000円</p> <p>失効後6ヶ月以上1年未満 496,650円</p> <p>一般 7,071,100円</p>
<p>技能検査手数料</p>	<p>39の2 道路交通法第89条第2項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)の実施</p> <p>(1) 大型自動車又は中型自動車の運転に係る検査</p>	<p>1件につき 3,950円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円)</p>	<p>0</p>	

	(2) 普通自動車の運転に係る検査	1件につき 4,300円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、5,300円)	0	
限定解除審査手数料	40 道路交通法第91条の規定により運転することができない自動車等の種類を限定された者に係る当該限定の全申請に対する審査	1件につき 1,700円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円)	1,357	2,306,900円
運転免許証交付手数料	41 道路交通法第92条第1項の規定による運転免許証の交付			
新規免許	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	1件につき 2,100円 (同項後段の規定により、1の種類免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあっては、2,100円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	8,770	18,417,000円
仮免許交付	(2) 仮運転免許に係る運転免許証	1件につき 1,200円	(15,706) 29,436	(25,914,900円) 35,323,200円
運転免許証再交付手数料	42 道路交通法第94条第2項の規定による運転免許証			
再交付免許	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	1件につき 3,650円 (3,200円)	3,175 (10,153)	11,588,750円 (32,489,600円)

仮免許再交付	(2) 仮運転免許に係る運転免許証	1件につき 1,200円	83	99,600円
認知機能検査手数料	42の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能に関する検査の実施	1件につき 650円	9,115	5,924,750円
技能検定員資格者証交付手数料	43 道路交通法第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付	1件につき 1,200円	21	25,200円
技能検定員審査手数料	44 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)		3	37,400円

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査

1件につき 24,700円
 ただし、次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、20,500円からそれぞれに対応する額を減じた額とする。
 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 4,150円
 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能7,050円
 ウ 同法第 108条の28第4項に規定する教則の内容(以下「教則の内容」という。)となっている事項 2,150円
 エ 自動車教習所に関する法令についての知識 2,150円
 オ 技能検定の実施に関する知識 2,200円
 カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 2,200円

15

223,450円

(2) 普通自動車運転免許に係る技能検定員審査

1件につき 20,500円
 ただし、次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、20,500円からそれぞれに対応する額を減じた額とする。
 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 3,950円

	<p>(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能6,750円 ウ 教則の内容となっている事項 1,900円 エ 自動車教習所に関する法令についての知識 1,900円 オ 技能検定の実施に関する知識 1,950円 カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 2,000円</p> <p>1件につき 14,100円 ただし、次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、14,100円からそれぞれに対応する額を減じた額とする。</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 1,350円 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能2,250円 ウ 教則の内容となっている事項 2,150円 エ 自動車教習所に関する法令についての知識 2,150円 オ 技能検定の実施に関する知識 2,050円 カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 2,000円</p>	<p>8</p> <p>1</p>	<p>40,400円</p> <p>3,900円</p>
	<p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査</p>	<p>1件につき 22,450円 ただし、次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、22,450円からそれぞれに対応する額を減じた額とする。</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 4,600円</p>		

		イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能7,950円 ウ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 3,200円 エ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 2,750円		
教習指導員資格者証交付手数料	45 道路交通法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付	1件につき 1,200円	20	24,000円
教習指導員審査手数料	46 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。) (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1件につき 15,650円 ただし、次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、15,650円からそれぞれに対応する額を減じた額とする。 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 4,450円 イ 技能教習に必要な教習の技能 1,300円 ウ 学科教習に必要な教習の技能 1,250円 エ 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 1,450円 オ 自動車教習所に関する法令についての知識 1,250円 カ 教習指導員として必要な教育についての知識1,400円	3	39,950円

(2) 普通自動車免許に係る
教習指導員審査

1件につき 12,150円
ただし、次に掲げる審査細目
についての審査を免除される
者である場合にあっては、12,
150円からそれぞれに対応す
る額を減じた額とする。
ア 教習指導員として必要な
自動車の運転技能 4,100円
イ 技能教習に必要な教習の
技能 1,350円
ウ 学科教習に必要な教習の
技能 1,250円
エ 教則の内容となっている
事項その他自動車の運転に関
する知識 1,250円
オ 自動車教習所に関する法
令についての知識 1,250円
カ 教習指導員として必要な
教育についての知識 1,200円

9

79,100円

(3) 特定第一種運転免許に
係る教習指導員審査

1件につき 9,500円
ただし、次に掲げる審査細目
についての審査を免除される
者である場合にあっては、9,
500円からそれぞれに対応す
る額を減じた額とする。
ア 教習指導員として必要な
自動車の運転 技能 1,350円
イ 技能教習に必要な教習の
技能 1,300 円
ウ 学科教習に必要な教習の
技能 1,250 円
エ 教則の内容となっている
事項その他自動車の運転に関
する 知識 1,250円
オ 自動車教習所に関する法
令についての知識 1,250円
カ 教習指導員として必要な
教育についての知識 1,150円

	<p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査</p>	<p>1件につき 13,300円 ただし、次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、13,300円からそれぞれに対応する額を減じた額とする。 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 4,800円 イ 技能教習に必要な教習の技能 2,000円 ウ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 2,750円</p>	<p>12</p>	<p>39,850円</p>
<p>再試験手数料</p>	<p>47 道路交通法第 100条の2第1項の規定による基準該当初心運転者に対する再試験(以下「再試験」という。)の実施 (1) 普通自動車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき 2,050円 (同条第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,050円)</p>	<p>28</p>	<p>普通一種 57,400円</p>

	(2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1件につき 1,900円 (同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,550円)	7	二輪 13,300円
	(3) 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき 1,150円	81	原付 93,150円
運転免許証更新手数料	48 道路交通法第 101条第1項、第101条の2第1項及び第 101条の2の2第1項の規定による運転免許証の更新の申請に対する審査	1件につき 2,550円 (2,100円)	110,987 (277,672)	283,016,850円 (583,111,200円)
運転免許証更新申請書経由手数料	48の2 道路交通法第 101条の2の2第1項の規定による運転免許証の更新申請書の経由	1件につき 600円	154	92,400円
国外運転免許証交付手数料	49 道路交通法第 107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付	1件につき 2,650円	4,822	12,778,300円
安全運転管理者等講習手数料	50 道路交通法第 108条の2第1項の規定による講習(51の項に掲げる講習を除く。)の実施			
	(1) 同項第1号に掲げる講習	1時間につき 700円	6,270	安全運転管理者講習 6H 4,200 26,334,000円
	(2) 同項第2号に掲げる講習	1時間につき 2,600円	85	取消処分者講習 13H 33,800

(3) 同項第3号に掲げる講習	1時間につき	2,300円	6,841	2,873,000円
				停止処分者講習 6~12H
(4) 同項第4号に掲げる講習	1時間につき	4,700円	12	短期 13,800
				94,405,800円
ア 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る講習	1時間につき	2,450円	411	中期 23,000
				39,905,000円
イ 普通自動車免許に係 る講習	1時間につき	4,100円	61	長期 27,600
				23,184,000円
(5) 同項第5号に掲げる講習	1時間につき	4,200円	8	取得時講習
				100,800円
ア 大型自動二輪車免許 に係る講習	1時間につき	4,100円	61	中大 4H 18,800
				750,300円
イ 普通自動二輪車免許 に係る講習	1時間につき	1,350円	6,934	普通 4H 9,800
				4,027,800円
(6) 同項第6号に掲げる講習	1時間につき	3,150円	94	大二3H 12,600
				28,082,700円
(7) 同項第7号に掲げる講習	1時間につき	1,200円	96	普旅、中旅、大旅
				691,200円
(8) 同項第8号に掲げる講習	1時間につき	750円	381	6H 18,900
				1,776,600円
(9) 同項第9号に掲げる講習	1時間につき	750円	382	414 応急3H 3,600
				1,490,400円
(9) 同項第9号に掲げる講習	1時間につき	750円	95	1,490,400円
				427,500円

(10) 同項第11号に掲げる講習				更新時講習
ア 優良運転者に対する講習	1件につき 700円	170,766		優良 119,536,200円
イ 一般運転者に対する講習	1件につき 1,050円	67,736		一般 71,122,800円
ウ 違反運転者等に対する講習	1件につき 1,700円 (国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第 270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、1,050円)	96,853 22,730		違反 164,650,100円 初回 38,641,000円
(11) 同項第12号に掲げる講習				高齢者講習
ア 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1件につき 2,350円(3,000円)	6 (4)		小特免許のみ 2,350 14,100円(12,000円)
イ その他の者に対する講習	1件につき 5,800円 (当該講習が同法第97条の2第1項第3号イ又は第 101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円) (6,150円)	19,635 8,978 (6,637)		小特免許以外 75歳未満 5,800 113,883,000円 75歳以上 5,350 48,032,300円 (40,817,550円)
(12) 同項第13号に掲げる講習	1件につき 13,400円 (当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,400円)	1,326 2,669		違反者講習 社会参加活動含まない 13,400 12,464,400円 社会参加活動含む 9,400 35,764,600円

<p>初心運転者講習等 通知手数料</p>	<p>52 道路交通法第 108条の 3第1項又は第 108条の3の 2の規定による初心運転者 講習又は違反者講習の受講 者に係る通知</p>	<p>1件につき 850円</p>	<p>5,351 初心1,356 違反3,995</p>	<p>4,548,350円</p>
<p>認知機能検査員講 習手数料</p>	<p>2の2 道路交通法第97条の 2第1項第3号イ又は第101条 の4第2項の規定による認知 機能に関する検査を行う者 に対する講習の実施</p>	<p>1件につき 700円</p>	<p>5 243</p>	<p>3時間 2,100 10,500円 5時間30分 3,850 935,550円</p>
<p>運転経歴証明書交 付手数料</p>	<p>2の3 道路交通法第 104 条の4第6項の規定によ る運転経歴証明書の交付</p>	<p>1件につき 1,000円</p>	<p>299</p>	<p>299,000円</p>
<p>特定任意講習手数 料</p>	<p>3 道路交通法第108条の2第2 項の規定による講習の実施</p> <p>(1) 道路交通法施行令第3 7条の6に規定する国家公 安委員会規則で定める基 準に適合する講習</p> <p>(2) 道路交通法施行令第3 7条の6の2第1号に規定す る国家公安委員会 規則で 定める基準に適合する講 習(以下「特定任意高齢者講 習」という。)</p> <p>ア 特定任意高齢者講 習(簡易)(加齢に伴って 生じる身体機能の低下</p>	<p>1件につき 1,700円</p> <p>1時間につき 1,500円 (1,400円)</p>	<p>151</p>	<p>256,700円</p> <p>1時間</p>

	が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習であって、公安委員会規則で定めるものをいう。)			
特定任意高齢者講習(通常)	イ 特定任意高齢者講習(通常)(特定任意高齢者講習(簡易)以外の特定任意高齢者講習であって、公安委員会規則で定めるものをいう。)	1時間につき 2,050円	0	3時間
チャレンジ講習	(3) チャレンジ講習(加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているか確認及びその結果に基づく指導を行う講習であって、公安委員会規則で定めるものをいう。)	1件につき 2,650円 (2,750円)	0	概ね10分

備考

- 1 42の項において、1の種類免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載した運転免許証の再交付は、1の運転免許証の再交付とする。
- 2 44の項において、技能検定員審査を受けようとする者が同項の(1)、(2)又は(3)の右欄のア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における手数料の額は、同項に定める額から更に同項の(1)については3,750円を、同項の(2)については950円を、同項の(3)については1,050円を減じた額とする。
- 3 44の項において、技能検定員審査を受けようとする者が同項の(1)、(2)又は(3)の右欄のウ及びエに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における手数料の額は、同項に定める額から更に300円を減じた額とする。
- 4 44の項において、技能検定員審査を受けようとする者が同項の(4)の右欄のア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における手数料の額は、同項に定める額から更に3,250円を減じた額とする。
- 5 46の項において、教習指導員審査を受けようとする者が同項の(1)、(2)又は(3)の右欄のア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における手数料の額は、同項に定める額から更に同項の(1)については3,450円を、同項の(2)については900円を、同項の(3)については1,100円を減じた額とする。
- 6 46の項において、教習指導員審査を受けようとする者が同項の(1)、(2)又は(3)の右欄のエ及びオに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における手数料の額は、同項に定める額から更に同項の(1)については150円を、同項の(2)については100円を、同項の(3)については50円を減じた額とする。
- 7 46の項において、教習指導員審査を受けようとする者が同項の(4)の右欄のア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における手数料の額は、同項に定める額から更に2,950円を減じた額とする。

別紙

新規免許	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	1件につき		免許交付
		2,100円(同項後段の規定により、1の種類免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあっては、2,100円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	5,677	11,921,700円
		2,300円	327	752,100円
		2,500円	29	72,500円
		2,700円	7	18,900円
		(1,650円)	(16,313)	(26,916,450円)
		(1,850円)	(899)	(1,663,150円)
		(2,050円)	(51)	(104,550円)
		(2,250円)	(13)	(29,250円)

【附表 2 平成21年度 中丹東保健所の収入項目】

使用料

区 分				
保健所一般 窓口収入 (個別検査) (集団検診)	初 診	一 般		
		社 保 本 人		
		そ の 他		
	血 圧 測 定			
	尿 検 査	尿中一般物質定性判定		
		尿沈さ顕微鏡検査		
		そ の 他 の 検 査		
	ふ ん 便 検 査			
	血 液 検 査	採 血	静 脈	
			末 しょう 血	
		血 液 型 検 査		
		血液学的検査(血液比重等)		
		血 液 化 学 検 査		
	細菌培養同定検査 (その他の部位)	一 般		
		食 品 業 者 等		
	梅 毒 検 査 (定 性)	補 体 結 合 反 応		
		沈 降 反 応		
	心 電 図 検 査 (12 誘 導)			
	X 線 撮 影	間接撮影	70 ミリ	
			100 ミリ	
直接撮影		大 角		
		大 四 ツ 切		
		四 ツ 切		
		六 ツ 切		
そ の 他 の 検 査				
公 租 公 課				
C 型 肝 炎 検 査				
結核集団 検診収入	間接撮影	70 ミリ		
		100 ミリ		
	直接撮影	大 角		
		大 四 ツ 切		
		四 ツ 切		
		六 ツ 切		
結核予防法に基づく精密検査				
そ の 他 の 検 査				
水質検査	飲 用 適 否 検 査			
	そ の 他 の 検 査			
	小 計			
行 政 財 産 使 用 料				
診 療 報 酬				

諸収入

区	分
受託事業収入	子 宮 ガ ン 検 診
	眼 底 カ メ ラ
	医 師 派 遣 事 業
	小 計
雑 入	犬 の 返 還 取 扱 料
	委 託 公 衆 電 話 取 扱 手 数 料
	ア ル バ イ ト 保 険 料
	過 年 度 給 与 等 戻 入
	過 年 度 旅 費 戻 入
	自 賠 責 保 険 解 約
	資 金 前 渡 金 利 子
	生 活 保 護 法 63 条 返 還 金
	生 活 保 護 法 78 条 返 還 金
	過 年 度 生 保 高 等 学 校 奨 学 金 返 還 金
	過 年 度 低 所 得 高 等 学 校 奨 学 金 返 還 金
	過 年 度 母 子 家 庭 奨 学 金 返 還 金
	過 年 度 技 能 修 得 資 金 返 還 金
	保 育 所 運 営 費 返 還 金
	特 障 手 当 資 格 喪 失 後 受 給 分
そ の 他 の 雑 入 ※	

手数料

区 分		区 分	単 価
科 目			
2項手数料			
3目衛生手数料			
1節公衆衛生手数料			
・保健環境研究所検査手数料			
・精神保健総合センター手数料			
・母体保護手数料			
(受胎調節実地指導員指定証等交付手数料)			4,000
(受胎調節実地指導員標識交付申請手数料)			3,100
(受胎調節実地指導員指定証等再交付手数料)			2,800
(受胎調節実地指導員指定証等書換手数料)			2,400
2節環境衛生手数料			
・食品衛生手数料		新規	
		更新	
(飲食店営業許可申請手数料)		新規	16,000
		更新	12,000
(喫茶店営業許可申請手数料)		新規	9,600
		更新	7,200
(菓子製造業許可申請手数料)		新規	14,000
		更新	10,500
(あん類製造業許可申請手数料)		新規	14,000
		更新	10,500
(アイスクリーム類製造業許可申請手数料)		新規	14,000
		更新	10,500
(乳処理業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800
(特別牛乳搾取処理業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800
(乳製品製造業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800
(集乳業許可申請手数料)		新規	9,600
		更新	7,200
(乳類販売業許可申請手数料)		新規	9,600
		更新	7,200
(食肉処理業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800
(食肉販売業許可申請手数料)		新規	9,600
		更新	7,200
(食肉製品製造業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800
(魚介類販売業許可申請手数料)		新規	9,600
		更新	7,200
(魚介類競売り営業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800
(魚肉練り製品製造業許可申請手数料)		新規	16,000
		更新	12,000
(食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料)		新規	21,000
		更新	15,800

(食品の放射線照射業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(清涼飲料水製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(乳酸菌飲料製造業許可申請手数料)	新規	14,000
	更新	10,500
(冰雪製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(冰雪販売業許可申請手数料)	新規	14,000
	更新	10,500
(食用油脂製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(みそ製造業許可申請手数料)	新規	16,000
	更新	12,000
(醤油製造業許可申請手数料)	新規	16,000
	更新	12,000
(ソース類製造業許可申請手数料)	新規	16,000
	更新	12,000
(酒類製造業許可申請手数料)	新規	16,000
	更新	12,000
(豆腐製造業許可申請手数料)	新規	14,000
	更新	10,500
(納豆製造業許可申請手数料)	新規	14,000
	更新	10,500
(めん類製造業許可申請手数料)	新規	14,000
	更新	10,500
(そうざい製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(かん詰又はびん詰食品製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
(添加物製造業許可申請手数料)	新規	21,000
	更新	15,800
・食品行商登録票等交付手数料		
(登録票)		600
(記章)		600
・ふぐ取扱業認証申請等手数料		
(認証申請手数料)	新規	6,500
	更新	4,900
(認証書再交付手数料)		2,300
(認証書書換え交付手数料)		1,800
・と畜検査手数料		
(牛の検査手数料)		500
(馬の検査手数料)		500
(とく(1ヶ月以上)検査手数料)		200
(とく(1ヶ月未満)検査手数料)		100
(めんよう、山羊検査手数料)		100
(豚の検査手数料)		200
・環境衛生手数料		
(理美容所、クリーニング検査手数料)		16,000

(興行場営業許可手数料)	仮設	10,000
	その他	16,000
(旅館業許可申請手数料)	季節的	8,600
	その他	22,000
(旅館業承継承認申請手数料)		7,400
(浴場業許可申請手数料)		22,000
・食鳥検査手数料		
(食鳥処理事業許可申請手数料)		19,000
(処理場の構造又は設備変更許可申請手数料)		10,000
(確認規程認定申請手数料)		5,500
(確認規程変更認定申請手数料)		2,300
・狂犬病予防手数料		
(抑留犬の飼養管理費に要する費用)		250
(抑留犬の返還に要する費用)		2,500
(狂犬病予防注射手数料) 〈保健所実施分〉		2,650
・動物取扱業登録手数料		
(動物取扱業登録申請手数料／新規・更新)		15,000
(動物取扱業登録申請手数料／同時に同一場所他業種別追加申請)		10,000
(動物取扱業登録証再交付手数料)		1,100
・動物取扱責任者研修会受講料		1,000
・特定動物飼養・保管許可手数料		
(特定動物飼養・保管許可申請手数料／新規)		11,000
(特定動物飼養・保管許可申請手数料／同時に同一場所他種類別追)		6,000
(特定動物飼養・保管変更許可申請手数料／新規)		7,000
(特定動物飼養・保管変更許可申請手数料／同時に同一場所他種類)		2,000
(特定動物飼養・保管許可証再交付手数料)		1,100
・その他証明事務手数料		400
3節 保健所手数料		
(文書手数料)		500
(その他証明事務手数料)		400
4節 医薬手数料		
・医療手数料		
(診療所開設許可手数料)		18,000
(診療所検査手数料)		22,000
(助産所開設許可手数料)		11,000
(助産所検査手数料)		16,000
(病院開設許可手数料)		41,000
(病院検査手数料)		43,000
(その他証明事務手数料)		400
・薬務手数料		
(薬局開設許可申請手数料)	新規	29,000
	更新	11,000
(薬局開設許可証書換手数料)		2,000
(薬局開設許可証再交付手数料)		2,900
(一般販売業許可申請手数料)	新規	29,000
	更新	11,000
(一般販売業許可証書換手数料)		2,000
(一般販売業許可証再交付手数料)		2,900

(卸売一般販売業許可申請手数料)	新規	29,000
	更新	11,000
(卸売一般販売業販売先等変更手数料)		7,100
(卸売一般販売業許可証書換手数料)		2,000
(卸売一般販売業許可証再交付手数料)		2,900
(薬種商販売業許可申請手数料)	新規	29,000
	更新	11,000
(薬種商販売業許可証書換手数料)		2,000
(薬種商販売業許可証再交付手数料)		2,900
(特例販売業許可申請手数料)	新規	29,000
	更新	11,000
(特例販売業許可証書換手数料)		2,000
(特例販売業許可証再交付手数料)		2,900
(管理医療機器販売・賃貸業届出済証明)		400
(高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料)	新規	29,000
	更新	11,000
(高度管理医療機器等販売業等書換手数料)		2,000
(高度管理医療機器等販売業等再交付手数料)		2,900
(薬局製剤製造業許可申請手数料)	新規	11,000
	更新	5,600
(薬局製剤製造業許可証書換手数料)		2,000
(薬局製剤製造業許可証再交付手数料)		2,900
(薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請手数料)	新規	6,300
	更新	4,000
	承認	90
	一変	90
(薬局製造販売医薬品の製造販売業の書換手数料)		2,000
(薬局製造販売医薬品の製造販売業の再交付手数料)		2,900
・毒物劇物手数料		
(毒物劇物製造業その他登録手数料)	新規	27,200
	更新	10,200
	変更	5,200
(毒物劇物販売業登録手数料)	新規	14,700
	更新	6,400
(毒物劇物販売業登録票書換手数料)		2,400
(毒物劇物販売業登録票再交付手数料)		4,000
・麻薬小売業者手数料		
(麻薬小売業者手数料)		3,900
(再交付手数料)		2,700
・温泉手数料		
(温泉掘削許可申請手数料)		130,000
(温泉湧出路増掘等許可申請手数料)		110,000
(温泉利用許可手数料)		35,000
(可燃性天然ガス濃度確認申請手数料)		7,400
(温泉採取許可申請手数料)		35,000
(温泉採取施設等変更許可申請手数料)		24,000
(地位の承継)		7,400
・衛生検査所登録手数料		
(衛生検査所登録手数料)	新規	80,000
	変更	61,000
(衛生検査所登録証明書書換手数料)		8,200
(衛生検査所登録証明書再交付手数料)		8,200
(証明事務手数料(薬務室))		400

環境手数料

手 数 料 名	単 価
産業廃棄物収集運搬業許可	81,000
産業廃棄物収集運搬業許可更新	73,000
産業廃棄物収集運搬業許可変更	71,000
産業廃棄物処分業許可	100,000
産業廃棄物処分業許可更新	94,000
産業廃棄物処分業許可変更	92,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	81,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新	74,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可変更	72,000
特別管理産業廃棄物処分業許可	100,000
特別管理産業廃棄物処分業許可更新	95,000
特別管理産業廃棄物処分業許可変更	95,000
産業廃棄物処理施設設置許可	120,000
同上中法第 15 条第 4 項に規定する施設設置許可	140,000
産業廃棄物処理施設の構造・規模変更	110,000
同上中法第 15 条第 4 項に規定する施設の構造・規模変更	130,000
産業廃棄物処理施設譲受け等許可	94,000
産業廃棄物処理施設設置者合併等認可	94,000
廃棄物再生事業者登録(新規)	40,000
その他(証明等)車両証明	400
浄化槽保守点検業者登録(更新)	28,000
浄化槽保守点検業者登録(変更)	23,000
自動車リサイクル法解体業(新規)	78,000
自動車リサイクル法解体業(更新)	70,000
自動車リサイクル法破碎業(新規)	84,000
自動車リサイクル法引取業(新規)	4,000
自動車リサイクル法引取業(更新)	3,000
自動車リサイクル法フロン類回収業(新規)	6,000
自動車リサイクル法フロン類回収業(更新)	4,000
フロン回収法第一種フロン類回収業(新規)家電	6,000
フロン回収法第一種フロン類回収業(更新)家電	4,000
土地の埋立て等 許可申請	58,000
土地の埋立て等 変更許可申請	34,000